

○羽村・瑞穂地区学校給食組合消防防災計画

平成 18 年 8 月 22 日規則第 3 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この計画は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、羽村・瑞穂地区学校給食センター及び羽村・瑞穂地区第 2 学校給食センター（以下「組合」という。）における防災管理について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この計画は、組合に勤務し、又は出入りするすべての者に適用するものとする。

(管理権原者の責任等)

第 3 条 管理権原者は事務局長をもつて充てる。

- 2 管理権原者は、組合の防火管理業務についてすべての責任を持つものとする。
- 3 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- 4 管理権原者は、防火管理者が羽村・瑞穂地区学校給食組合消防計画（以下「消防計画」という。）の作成等をするときは、必要な指示を与えなければならない。
- 5 管理権原者は、防火上の建築構造の不備及び消防用設備等の不備欠陥が発見されたときは、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者)

第 4 条 防火管理者は、消防計画の作成及び実施についてのすべての権限をもつて、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成等
- (2) 消火、通報及び避難誘導等の訓練の実施
- (3) 建築物、火気を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）電気設備器具及び危険物施設の検査の実施並びに監督
- (4) 防火管理業務の一部委託の計画に関すること。

- (5) 消防用設備等の法定点検、整備及びその立会い
- (6) 火気の使用、取扱いの指導及び監督
- (7) その他防火管理上必要な事項
(消防機関への報告及び連絡)

第5条 管理権原者は、防火管理者を選任したとき又はこれを解任したときは、消防機関へ届出を行うものとする。

2 防火管理者は、次の各号に掲げる内容について、消防機関への報告、届出又は連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成等をしたとき又は次に掲げるとき。
 - ア 管理権原者の変更
 - イ 自衛消防組織に関する事項の大幅な変更
 - ウ 用途の変更、増築、改築又は模様替え等による消防用設備等の点検、整備及び非難施設の維持管理並びに防火上の構造の維持管理に関する事項の変更
- (2) 訓練計画に基づき自衛消防訓練を実施するとき。
- (3) 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更をしたとき。
- (4) 総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書を3年に1回届出すること。
- (5) その他法令に基づく諸手続きを行うとき。
(防火管理業務資料等の整備)

第6条 防火管理者は、前条で報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を消防計画と一括して、整備及び保管しておくものとする。

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第7条 防火管理者の行う業務が円滑に運営されるため別表第1のとおり予防管理等の組織を設置する。

(日常の点検)

第8条 火元責任者は、担当区域内の火気関係について毎終業時に点検を実施するとともに、避難障害、閉鎖障害及び操作障害等について随時確認を行うものとする。

(建物等の自主検査)

第9条 防火管理者は、建物、消防用設備及び電気設備等の機能を適正に維持するため、法定点検及び定期的に自主検査を実施するものとする。

2 防火管理者は、前項に規定する自主検査を実施するため、自主検査班を置き、別表第2に規定する実施内容で検査を行うものとする。

(消防用設備等の法定点検)

第10条 消防用設備等の法定点検は業者委託とし、3月と8月に実施するものとする。

(点検検査結果の記録及び報告)

第11条 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告するものとする。

2 防火管理者は、自主点検検査の結果を防火対象物維持台帳に記録するものとする。

(職員等の遵守事項)

第12条 職員及び調理場に入出入りする者は、火災等の災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた場所以外では、火気の使用及び喫煙をしないこと。
- (2) 職員は、一般外来者の喫煙行為に注意し、必要な指示を行うこと。
- (3) オイル等の危険物の取扱いについては、遵守事項を守り火災等の事故防止に努めること。
- (4) 調理場内の避難通路となる部分には、器具類を放置しておくことなく、常に整理整頓に努めること。
- (5) その他火災等防止上必要な事項

(避難経路図)

第13条 防火管理者は、人命の安全を確保するため、消防用設備等の設置場所及び避難経路図を作成するものとする。

(自衛消防組織と任務)

第14条 火災等の災害が発生したときは、別表第3の自衛消防隊組織図に基づき、指導、通報連絡、初期消火、安全防護、救護等の活動にあたるものとする。

(休日、夜間における予防管理)

第15条 調理場が無人となる休日及び夜間については、機械警備による遠隔監視とし、警備会社に委託するものとする。

2 火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、ただちに他の職員に連絡するとともに登庁するものとする。

第3章 震災対策

(震災予防措置)

第16条 震災時の災害を予防するため、第9条の建物等の自主検査に合わせて次のことを行うものとする。

- (1) 建築物に付随する施設物（窓枠、外壁等）の倒壊及び調理場内の備品等の転倒、落下の防止措置
- (2) 火気設備器具等からの出火防止措置
- (3) 消火装置及び燃料の自動停止装置等についての作動状況の検査
- (4) 危険物施設にかかる配管等の亀裂の有無の検査
(非常用物品等の整備)

第17条 地震に備え、次の資器材及び非常用物品等を確保するとともに、定期的に点検整備を実施するものとする。

- (1) 救出資器材（シート、リヤカー等）
- (2) 破壊用器具（ペンチ、バール、のこぎり等）
- (3) 救急用品
- (4) その他必要なもの

(周辺地域の事業所、住民等との協力体制の確立)

第18条 周辺地域の事業所等と協議し、震災時における消火活動および救助、救護活動等に関する協力体制の確立を図るものとする。

(警戒宣言発令時の対応)

第19条 警戒宣言発令時の対応については、第25条から第30条のとおり行うものとする。

(帰宅困難者に対する情報提供、保護支援、混乱防止対策)

第20条 帰宅困難となる職員等に対する情報提供、保護支援及び交通手段確保等のための対策として次のことを行うものとする。

- (1) ラジオ等による正しい情報の入手及び職員等への周知
- (2) 職員及び職員の家族等の連絡方法として日本電信電話株式会社の災害用伝言ダイヤルの活用

(震災時の活動)

第21条 震災時の活動は、第14条に定める自衛消防組織による活動等と同様とするほか、全職員等は次の活動を行うものとする。

(1) 出火防止活動

ア 火気設備器具、電気設備器具等の使用停止措置を行うとともに、ガス、危険物等燃料の供給停止措置を行う。

イ 自主検査担当者は地震発生後速やかに点検を実施し、異常が認められた時は、応急救護等を行う。

ウ 防火管理者は、各施設等の異常に対して、被害防止又は被害を最小限にするため、立ち入り及び火気使用制限の周知徹底や危険物、毒物、劇物、高圧ガスの流出による拡散防止等の緊急措置を実施する。

(2) 初期救助及び初期救護活動

ア 自衛消防隊救護係を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。

イ 負傷者が発生した場合は、応急手当を実施するとともに、地震の被害状況により緊急を要する場合は、救護所、医療機関に搬送する。

(3) 被害状況の把握、情報収集及び伝達等の活動

混乱の防止を図るためテレビ、ラジオ等により正しい情報の収集を行うとともに職員等への周知を行う。

(4) 避難誘導等

火災等の災害が発生した場合は、職員等に対し、必要な指示を与えるとともに、建物倒壊等の危惧がある場合は、速やかに調理場外の安全な場所への避難誘導を行う。

(5) 周辺の事業所及び住民に対する協力活動

調理場において初期消火等を行った後、周辺地域の消火活動及び救助活動等を行う。

(震災後の被害状況調査)

第22条 震災後の施設再開にあたり、自主検査員は建物の崩壊、落下等の危険箇所を把握するとともに、建物、火気設備器具及び危険物施設等の被害状況について調査し、防火管理者に報告するものとする。

(二次災害の発生防止措置)

第23条 危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置として、異常のある火気設備器具、電気器具等に対する火災発生要因の排除、使用禁止、立入

禁止等の処置を徹底する。

- 2 途絶したガス、電気の再供給等にあたって、ガス漏れ及び電気による出火防止を図るため、火気設備器具等の破損状況を検査し、安全性を確認した後、使用を再開する。

(復旧作業等の実施)

第24条 管理権原者は、第22条の調査を考慮して、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 復旧作業は計画を立て、安全を確保しながら実施する。
- (2) 危険箇所は、立入禁止とする。
- (3) 復旧作業にかかわる工事人に対する教育を徹底する。
- (4) 職員等に対して立入禁止区域等を周知徹底する。

第4章 警戒宣言発令時の対策

(目的)

第25条 この対策は、警戒宣言発令時の混乱防止と、地震発生時の被害を最小限にとどめるため、その対策について定めるものである。

(地震対策のための自衛消防組織)

第26条 警戒宣言が発せられた場合に自衛消防隊は、別表第3の組織図に基づき任務を行うものとする。

(判定会召集時の対策)

第27条 関係機関又はテレビ、ラジオ等により判定会召集の情報を得た職員は、自衛消防隊長（以下「隊長」という。）へ報告する。

- 2 隊長は、判定会召集情報を確認し、事実であったときは通報連絡係に対し次の指示を行うものとする。

- (1) 判定会召集情報を職員等に周知すること。
- (2) 情報の収集及び通信連絡に関すること。

(警戒宣言発令時の対策)

第28条 隊長は、警戒宣言発令の確認をしたときは、通報連絡係に対し次の指示を行うものとする。

- (1) 警戒宣言発令情報等の伝達を職員等へ行うこと。
- (2) 震災予防措置の実施に関すること。
- (3) 情報の収集及び通信連絡に関すること。

- ア 警戒宣言発令後の地震予知情報の内容
 - イ 応急対策の進行状況
 - ウ 自衛消防組織の編成状況
 - エ 警戒宣言解除等の情報
- 2 火気設備器具については、使用する数を必要最小限度とし、使用する場合には安全性を確認するとともに、常時監視者を置き、消火できる体制をとるため、消火器を配置するものとする。
- 3 危険物の取扱いは原則として中止することとし、止むを得ず取り扱う場合には、周囲の環境を整備するとともに、監視者及び消火器を配置し、地震発生時にはただちに中止するものとする。
- 4 誘導班は、警戒宣言発令情報の伝達を受けたときに誘導準備を整えておくものとする。

(勤務時間外における職員の配備体制)

第 29 条 時間外における職員の非常配備体制については、判定会召集時、警戒宣言発令時及び地震発生時において隊長が決定するものとする。

(通信連絡手段の確保)

第 30 条 地震による災害発生時には、電話の発信制限が予想されるので、必要最小限度の使用とするものとする。

(教育及び訓練)

第 31 条 警戒宣言にかかる職員の教育および防災訓練の実施については、次により行うものとする。

職員に対する教育実施は第 32 条の規定に基づく防災教育と同時に行うほか防災の日に重点的に実施するものとする。

職員に対する防災訓練は、第 33 条の規定に基づく訓練に合わせて行うものとする。

第 5 章 防災教育及び訓練等

(防災教育)

第 32 条 防火管理者は、次により防災教育を適宜職員等を実施し徹底するものとする。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 火災予防上の遵守事項
- (3) 職員等の任務及び責任の周知徹底

- (4) 避難誘導の基本的事項
- (5) 震災対策に関する基本的事項
- (6) その他必要な事項

(訓練の実施時期及びその内容)

第33条 防火管理者は、別表第4により訓練の実施を行うものとする。

(訓練の実施報告及び指導の要請)

第34条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」等により消防署長に通知するとともに、必要と認める場合は、消防機関への指導を要請するものとする。

付 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

羽村・瑞穂地区学校給食センター

防火管理者等	防火担当責任者		火元責任者		任務概要
防火管理者 (1名)	1 階	1名	プラットホーム 検収ホール 調理室 乾物庫 調味料室	1名	1 火気使用器具の管理 2 消火器具の管理 3 作業場内の整理整頓 4 電気機器の管理 5 地震発生時の措置,
			洗浄室 発送室 車庫 残菜庫 車庫	1名	1 火気使用器具の管理 2 消火器具の管理 3 作業場内の整理整頓 4 電気機器の管理 5 暖房器具の管理 6 地震発生時の措置
防火管理責任者 (1名)	2 階	1名	事務室 会議室 湯沸室 倉庫 印刷室 ファンルーム	1名	1 火気使用器具の管理 2 消火器具の管理 3 電気機器の管理 4 暖房器具の管理 5 地震発生時の措置
			休憩室(男子)	1名	1 暖房器具の管理 2 電気器具の管理 3 地震発生時の措置
			休憩室(女子)	1名	
	付属建物	1名	ボイラー室 危険物貯蔵所 ポンプ室 物干プレハブ (2階) 屋上キューピクル 屋上喫煙所	1名	1 危険物施設及び周囲の安全管理 2 ボイラーの管理 3 電動機の管理 4 消火器具の管理 5 室内の管理 6 喫煙の火気管理 7 地震発生時の措置

別表第1（第7条関係）

羽村・瑞穂地区第2学校給食センター

防火管理者等	防火担当責任者		火元責任者		任務概要
防火管理者 (1名)	1階	1名	プラットホーム 調理室 洗浄室 残菜庫	1名	1 火気使用器具の管理 2 消火器具の管理 3 作業場内の整理整頓 4 電気機器の管理 5 地震発生時の措置
			準備室 乾燥室 調味料室 乾物庫	1名	1 火気使用器具の管理 2 消火器具の管理 3 作業場内の整理整頓 4 電気機器の管理 5 地震発生時の措置
			事務室 会議室 湯沸室	1名	1 火気使用器具の管理 2 消火器具の管理 3 電気機器の管理 4 暖房器具の管理 5 地震発生時の措置
防火管理責任者 (1名)	付属建物	1名	ボイラー室 危険物貯蔵所 汚水処理ポンプ室 電気室	1名	1 危険物施設及び周囲の安全管理 2 ボイラーの管理 3 電動機の管理 4 消火器具の管理 5 室内の管理 6 地震発生時の措置

別表第2（第9条関係）

検査対象	実施時期	自主検査班
建築物	3月・8月	給食課長
火気設備器具	3月・8月	給食課長 受託業者
電気設備 (機械設備を含む)	毎月	電気主任技術者（受託業者） 受託業者

別表第3（第14条・第26条関係）

自衛消防隊組織図

自衛消防隊の編成と任務	
指導班	<ol style="list-style-type: none"> 1 隊長、副隊長の補佐 2 自衛消防本部の設置 3 消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導 4 その他指揮統制上必要な事項
通報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防機関への通報及び通報の確認 2 災害等の情報収集及び消防隊への情報提供並びに誘導にあたる。 3 情報の収集 4 職員への伝達 5 <u>職員の誘導及び案内</u>
初期消火班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火器具等を用いて消火作業にあたる。 2 消防隊との連携及び補佐 3 <u>消火器等の点検及び整備</u>
安全防護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 調理場、少量危険物貯蔵取扱所等の各種設備について、次の安全防護措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 調理場における各種器具の停止及び電源の停止とシャッターの閉鎖 (2) 少量危険物貯蔵所における機器（ボイラー等）の停止及びシャッターの閉鎖 (3) その他安全防護上必要な措置に関すること。
応急救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急措置 3 救急隊との連携、情報提供 4 備蓄医薬品等の点検

注：下線項目については、警戒宣言発令時の対策として行うもの。

別紙第4（第33条関係）

各種訓練実施計画

訓練の種別		実施時期	訓練内容
総合訓練		3月	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防隊組織を中心とし通報、消火及び避難誘導等の訓練を総合的に実施するとともに、防火・防災意識の高揚を図る。 ・大規模地震を想定した訓練も合わせて実施する。
部分訓練	消火訓練	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火訓練を行うとともに消火器具の操作方法等についての習熟を図る。
	通報訓練		<ul style="list-style-type: none"> ・各種災害発生時の通報連絡及び消防機関への通報訓練を行い、連絡体制の習熟を図る。
	避難訓練		<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導担当及び安全防護担当を中心に、各種災害発生時における避難体制の習熟を図る。
	その他の訓練		<ul style="list-style-type: none"> ・安全防護訓練及び応急救護訓練の実施。